

【問】問合せ

うるま市民無料相談所の開設について

①市民無料法律相談 【問】市民協働課 ☎973-5487

と き：4月12日(第2木曜日)午後2時～午後4時
と ころ：石川庁舎(1階市民相談室)
と き：4月19日、26日(第3、第4木曜日)午後2時～午後4時
と ころ：本庁舎東棟(1階市民相談室)
 ※法律相談を受けることができるのは**先着8名まで**です。
 ※電話、直接窓口での事前予約が可能です。(前月から予約可)
 ※電話での予約は市民協働課までお願いします。

②行政相談 【問】市民協働課 ☎973-5487

国、行政、特殊法人についての意見・要望等の相談を行います。
と き：4月24日(火) 午前10時～午後4時
 (正午～午後1時を除く)
 ※日程変更の場合がありますので、市民協働課へお問い合わせください。
と ころ：本庁舎東棟 1階 市民相談室

③人権相談 【問】市民協働課 ☎973-5487

近隣のトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、体罰等の人権に関する相談を行います。
と き：4月24日(火)
 午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)
 ※日程変更の場合がありますので、市民協働課へお問い合わせください。
と ころ：本庁舎東棟 1階 市民相談室

④家庭児童相談 【問】児童家庭課 ☎973-5041

家庭における子育ての悩みを相談員と一緒に考えます。
と き：【平日】午前8時30分～午後5時
と ころ：本庁舎東棟 2階 児童家庭課

⑤女性相談 【問】児童家庭課 ☎973-5041

離婚、DVなど女性が抱える悩みを相談員と一緒に考えます。
と き：【平日】午前8時30分～午後5時
と ころ：本庁舎東棟 2階 児童家庭課

⑥教育相談 【問】教育研究所 ☎989-9127

教育研究所では、教育上の問題や教育に関する様々な心配ごとについて心理や教育などの専門員が相談内容に応じ、支援を行います。
 ※お電話にて相談申し込み受け付けております。
対 象：幼児・小学生・中学生・保護者・教師
と き：【平日】午前9時～午後5時
と ころ：与那城地区公民館 2階/石川庁舎 1階 教育研究所

⑦青少年相談 【問】青少年センター ☎923-7102

非行や不登校など、青少年やご家族が抱えている悩みに関する相談を行います。また、18歳未満への学習や就労へのお手伝いをします。
と き：【平日】午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)
と ころ：本庁舎西棟 3階 青少年センター

商工労政課 ☎923-17634
 うるま市東照間商業等施設
 使用企業募集について

産業の振興、雇用創出、地域の物産活用及び地域の活性化を図るため、うるま市東照間商業等施設を設置しております。当該施設の空きスペースについて、使用を希望する企業を募集いたします。
 申請方法など詳細につきましては、市のホームページにてご確認、又は商工労政課までお問い合わせください。
【問】商工労政課 ☎923-17634

市民税課 ☎973-53882
 身体障がい者に対する
 軽自動車税の減免について

軽自動車を所有している身体・知的・精神障がい者や、障がい者等と生計を同じくする方でその障がい者等のために使用する軽自動車を所有している方は、一定の要件に該当する場合には、その軽自動車にかかる税金を減免することができます。要件や必要書類等については、市民税課へお問い合わせください。
【申請受付期間】5月7日(月)～31日(木)
 ※土・日は除く
【受付場所】市民税課(本庁舎東棟1階)

石川青少年の家 ☎964-3263
 春の石川岳登山体験参加者募集

自然に育まれた新緑の石川岳の風を感じながら、登山を楽しみリフレッシュ気分を味わいつつ、日頃の運動不足を解消しませんか。
【日時】5月6日(日)
 午前9時～午後1時50分まで
【場所】県立石川青少年の家
【募集人員】一般20名程度
【参加料】800円(資料代・保険料)
【申込期間】4月24日(火)～5月1日(火)
 午前9時～午後5時まで
【申込先/問】
 県立石川青少年の家 ☎964-3263

消費生活トラブルのご相談は… 188

188は、全国共通の電話番号【消費者ホットライン】です。

例1 メールで身に覚えのない高額な請求が届き困っている。
 例2 相手方につつく迫られたので契約したが解約したい。
 例3 アパート・借地の賃借契約の内容に納得できない。

うるま市 市役所東棟1階 9番窓口 消費生活センター
 (開業時間) 役所開庁時をのぞく 平日9:00～16:00
 (直通電話) 098-973-5692

TEL. 188